第二章第一節に次の一条を加える。

（医療費の通知）

第十六条の四　事業団は、加入者又はその被扶養者が支払つた医療費の額を当該加入者又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面によつて行うことを標準とする。

一　加入者又はその被扶養者の氏名

二　療養を受けた年月

三　療養を受けた者の氏名

四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の療養機関の名称

五　加入者又はその被扶養者が支払つた医療費の額

六　事業団の名称

第十八条の十第一項中「当該加算額等」を「当該老齢加算額等」に改め、同条第四項中「厚生年金保険法」を「法第二十五条において準用する組合法」に改める。

第十八条の十二第一項中「規定する加算額等」を「規定する老齢加算額等」に、「合計額は」を「額の合計額は」に、「第十八条の十一第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十七条第二項第六号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

第三十七条の三第一項中「第一条の二の七」を「第一条の二の八」に改める。

第四十二条の表第三十条第一項第四号の項を削り、同表第三十一条の二第一項第四号の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」に改める。

様式第六号及び第七号中「第一条の二」を「第一条の二の八」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（職務等による旧職域加算障害給付又は職務等による旧職域加算遺族給付の最低保障額を算定する場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第二条の二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）について、なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。）第八十二条第三項及び第八十九条第四項の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第十八条の十から第十八条の十二までの規定を準用する。この場合において、同令第十八条の十第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。以下この条及び第十八条の十二において同じ。）第八十二条第三項」と、同条第二項及び第三項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第四項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と、同令第十八条の十二第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第二項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と読み替えるものとする。

附則第三条中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）」を「改正前私学共済法による職域加算額」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三条第一項」を「第一条第一項」に、「第六条」を「第四条」に改める。

附則第三条第一項中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十六条」を「第十四条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則目次の改正規定及び同令第二章第一節に一条を加える改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第二条　受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号。以下「経過措置政令」という。）第二条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同条に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第五条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（次条第一項第二号において「基礎年金番号」という。）

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

第三条　受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十四条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十五条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号及び年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。